

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年5月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第13号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第7条環境企画部の款環境指導課の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例による生活環境の保全を目的とする指導、審査、命令及びこれに係る公表等に関する事。ただし、廃棄物指導課の所管に属するものを除く。

第7条循環型社会推進部の款廃棄物指導課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例による生活環境の保全を目的とする指導等（同条例第33条第1項の規定による公表を含み、埋立基準に係るものを除く。）に関する事。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項中第28号を第29号とし、第23号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 子育て世帯への臨時特別給付金に関する事。

第14条都市景観部の款開発指導課の項中第24号を第25号とし、第16号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例による事務に関する事。ただし、環境政策局の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)